

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 7 年 9 月定例会	
議案番号 議案名	議案第 23 号 松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	日本共産党 うつの史行
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という議員の権能を最大限に活かすことこそ責任であると考えます。 非公式のこの場に、議会で発言してもいない議員が意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容(抜粋)を掲載いたします。 ＊＊ 以下 ＊＊ 議案第 23 号・市税条例の一部改正についてです。 本議案は市民税、市たばこ税、軽自動車税など多岐にわたる関連条文の改正を内容としておりますが、私はとくインターネットによる公示送達の実施について問題を指摘いたしました。 公示送達とは、納税通知書等を発送するにあたり相手方の行方が不明な場合に、市の掲示板に書類を掲示し、一定期間が経過するとその書類が相手方に到達したものとみなす法手続きです。この手続きを踏むことにより督促状などの効力が発生し、差し押さえなどの滞納処分にする事ができるようになる、というものです。 本市でも、市税の滞納について R6 年は 355 件、2.5%が公示送達となったようです。ただ相手方は住民票を異動せずに引っ越したり、海外に出国してしまうケースなど、書類を受け取りにくる可能性は低く、納税を促すというよりも賦課徴収事務のその後の対応を進めるための用件として行われているのが実態のようです。 この公示送達について、地方税法の改正により掲示板だけでなくインターネットを活用し市のホームページに送達内容を掲示することができるようになりました。 これにより納税義務者が自身の情報にアクセスしやすくなり利便性が向上する、とされていますが、普通に考えると市も認めているように納税につながる「直接的な効果は限定的」と私も思います。

	効果が広がらない一方で懸念は広がります。 ネットでの公開は、個人情報の掲載や拡散、プライバシーの侵害リスクと隣り合わせです。 検索エンジンで情報が引っかかるような状態にはしない、データをPDF ファイル化して検索で見つかりにくい設定にするなどの対応がとられるようですが、それも完全ではありませんし、そもそもネット公開するのに見つかりにくくする、というのは絵に描いたような自己矛盾です。 今年に入って木更津市では、全く関係のない人の氏名・住所・税目・税額・宛名コードなどが公示送達され問題となりました。これがもしネットに掲載されていたらさらに被害が拡大したことになります。こうしたヒューマンエラーは常に起こり得るという認識のもと、便益の向上とリスクを秤に掛け、「やらなくてもいいものはやらない」という判断を下すべきです。 実際、この公示送達のネット掲載をするか否かは自治体の裁量であり、本市もこれまで「できるけど、条例改正してこなかった」ものがあります。 きわめて限定的な効果のために、よけいな仕事とコスト、プライバシー侵害などの「まるで見合わないリスク」を抱え込む提案を含む本条例改正案には賛成できません。
--	---